

基本方針の方向性（現時点での案）

- ・連携が必要な場面と必要な対応について議論を深めるため、現時点での基本方針の方向性について案を示すものである。
- ・基本方針については、個々の連携場面について議論していく中で、ブラッシュアップしていくものとする。

【課題】

【基本課題】

- 情報の収集・共有・発信について、その方法、役割の体制と、停電時等でも連絡可能な通信方法を確保する必要がある
- 行動指針の適用範囲・条件を明らかにする必要がある
- 関係者が連携して対応すること・状況、単独で対応すること・状況を明らかにする必要がある
- 関係機関の指揮命令系統、協議方法を明らかにする必要がある
- 利用者が入手しやすく、わかりやすい形態で情報提供する必要がある

※㊦：発災前（平常時）、㊧：緊急対応期、㊨：応急期、復旧期

【安全確保】

- ㊦交通事業者のルールに従う、乗務員の判断に委ねるなど、災害時の乗客の安全確保の対応が異なり、各事業者の対策に対応する指針や環境づくりが必要
 - ・乗車させたままの避難か、降車させての避難か
 - ・避難させる場所の明確化（指定避難場所、大型車進入可能な避難場所）
- ㊦今後設定される災害想定を前提にした、各種災害発生時の乗客の安全確保の対応指針と訓練など、職員への対策の周知が必要
- ㊦災害に対する意識や対応能力を高めるための避難訓練の実施が必要
- ㊦災害時の職員への連絡系統や通信方法を事前に決めておくことが必要
- ㊧運行中でも災害や被害の情報を乗務員に伝達できる通信手段が必要
- ㊧点灯していない信号交差点など、混乱している道路交通での運行の危険性の回避
- ㊧災害対策本部等の拠点被災した場合の代替施設等の確保が必要

【サービス提供】

- ㊦新たな災害想定に基づいて危険な路線・場所を事前に周知することが必要
- ㊦平常時から関係機関で連携した交通サービスの提供について協議しておくこと、場合によっては協定を結んでおくことが必要
- ㊧道路や線路の通行規制の情報を共有することが必要
- ㊧単なる交通規制だけではなく、大型車の通行可否も含めた交通情報が必要
- ㊧代替運行や運休などの対応状況の情報を関係機関で共有するとともに市民に情報発信することが必要
- ㊧平常時とは異なる交通需要についてニーズを把握するとともに、迅速かつ柔軟に対応することが必要
- ㊧市内交通にとどまらず広域の交通需要に対して、広域の交通機関と連携して対応することが必要
- ㊧自衛隊やNPOなどの運行や他地域からの応援との調整を統括して行うことが必要

【交通資源の確保】

- ㊦市内関係者、県内近隣関係者、業界団体等へ協力要請できる体制づくりが必要
- ㊦平常時からバスの運行状況を市民に理解してもらうことが必要
- ㊧災害対策や運行管理を指揮する施設が被災した場合の代替施設等の確保が必要

【交通に関する譲歩収集及び発信】

- ㊧停電時などでも関係機関、運行中の乗務員、職場を離れている職員が相互に連絡できる通信手段が必要
- ㊧収集した情報を統合し、関係機関が共有できる仕組みが必要
- ㊧関係機関が分担して情報収集し、共有することが必要
- ㊧市民に対して日々変わる情報を迅速に提供することが必要
- ㊧市民が情報を入手しやすい情報提供方法とすることが必要

【方針】

1. 全体の方向性（議論を誘導する全体の方向性）

- ①関係者は非常配備・非常態勢レベルの災害等が発生した段階からの情報共有に努める（市、運行事業者、道路管理者、交通管理者）
- ②運行事業者は事業継続計画（BCP）等に基づき、単独での運行の維持確保に努める（運行事業者）
- ③（鉄道及び路線バスの輸送需要が大きい路線で）単独での運行が不可能となった場合、運行事業者間で運行の連携を協議する
 - 優先して維持確保する路線等の整理を行うか（市、運行事業者）
- ④その他、運行が困難となる共通の課題が発生した場合、関係者で協議を行う
 - 運行が困難となる共通課題（停電による信号制御、交通渋滞等）を事前に整理（市、運行事業者、道路管理者、交通管理者）
- ⑤利用者には有用な運行情報については、一定の基準に基づき積極的に情報発信を行う
 - どの段階で情報提供するか整理が必要（市、運行事業者、道路管理者、交通管理者）

2. 平常時の連携体制の確立

- ・八戸市地域防災計画の「災害予防計画」に位置づけることを想定。
- (1) 情報伝達・収集・発信体制の確立の方針
 - ・関係機関は災害時にも確実に情報伝達できるよう通信連絡施設の確保に努める（災害時優先電話、無線設備の確保など）
 - ・市は情報連携の実効性を高めるため、関係機関の連絡体制を確立するとともに、訓練等の実施に努める（連絡名簿の作成、情報伝達訓練等の実施、安全・安心情報メール配信サービスの活用など）
- (2) 運行体制の確保の方針
 - ①安全確保の方針
 - ・運行事業者は乗客及び乗務員の安全を確保するための手順書等の作成に努める（運行の継続・停止などの判断や誘導等のマニュアルなど）
 - ②運行サービス提供の方針
 - ・運行事業者等は、災害発生時を想定し、最低限維持確保すべき運行サービスの水準やその確保策について定めるものとする（移動需要や帰宅困難者への対応、代替手段の確保など）
 - ③交通資源の確保の方針
 - ・運行事業者等は、運行を継続するための交通資源（施設、車両、燃料、乗務員等）の確保策を事前に定めるものとする。（燃料タンク、燃料供給協定など）
- (3) 関係機関の連携体制の確立の方針
 - ・市は連携の実効性を高めるため、平常時から連携を図っておくものとする（担当者名簿の作成、担当者会議の開催、情報伝達訓練の実施など）

3. 緊急対応期・応急期の連携体制の確立

- ・八戸市地域防災計画の「災害応急対策計画」に位置づけることを想定。
- (1) 情報伝達・収集・発信体制の確立の方針
 - ・災害等が発生した場合、関係機関は連携・協力し道路施設や公共交通関連施設の被害状況を共有するものとする（関係機関は連絡を待たず市に情報提供→市は一元化情報を関係機関に提供、通信手段が途絶した場合は市が訪問し収集）
 - ・運行事業者が臨時的運行を行った場合は、利用者への伝達に努める。
 - ・市は臨時的運行が複数事業者で行われ、利用者へ一元化して提供が必要であると判断する場合は、積極的に情報提供するものとする（安全・安心情報メール配信サービスの活用、ターミナル拠点での情報発信など）
- (2) 運行体制の確保の方針
 - ①安全確保の方針
 - ・乗務員は事前に定めた方法により、乗客及び乗務員の安全の確保に努める。
 - ・運行事業者は運行経路の状況把握を行い、臨機応変に乗客及び乗務員の安全の確保に対応する。（運行経路の安全確認、運転停止・継続の判断、乗客の誘導など）
 - ②運行サービス提供の方針
 - ・運行事業者等は、状況に応じた移動需要に対応した運行サービスの維持確保に努める。（幹線路線の運行維持、帰宅困難者への対応、新たな移動需要への対応など）
 - ・移動需要を単独で処理できない場合は、他事業者との連携や他機関からの応援について協議を要請するものとする
 - ③交通資源の確保の方針
 - ・運行事業者等は、運行資源（施設、車両、燃料、乗務員）を確保できない場合は、他事業者との連携や他機関からの応援について協議を要請するものとする。
- (3) 関係機関の連携体制の確立の方針
 - ・関係機関は、運行が困難となる状況が生じた場合には、公共交通の維持・確保のため、相互に連携・協力するものとする。

4. 復旧期の連携体制の確立

- ・八戸市地域防災計画の「災害復旧対策計画」に位置づけることを想定。
- (1) 情報伝達・収集・発信体制の確立の方針
 - ・運行事業者及び市は、臨時的運行情報の利用者等への提供に努める（避難所等への提供など）
- (2) 運行体制の確保の方針
 - ①運行サービス提供の方針
 - ・運行事業者及び市は、復旧に伴い、新たな移動需要への対応について連携・協力して対応するものとする（路線の新設・変更、関係者協議など）
 - ②交通資源の確保の方針
 - ・新たな移動需要への対応に伴う交通資源（施設、車両、燃料、乗務員等）の確保については、運行事業者及び市は連携・協力して対応するものとする。
- (3) 関係機関の連携体制の確立の方針
 - ・新たな移動需要への対応策について、関係機関は連携・協力し対応するものとする。